

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	
*法律相談	毎月第2金曜	

◇11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料ででの相談は一人1回です。

県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時

場所 広島県東広島庁舎1階 (東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所

☎ 082-422-6911

地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま

(中央二丁目4-3) 9時～18時

※10/20は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

出張年金相談日

日時 10月8日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

特設登記・人権相談所

日時 10月16日(木)

10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

行政相談週間
10月20日～26日

国の行政についての苦情や意見・要望を解決するとともに、行政運営の改善につなげています。お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守ります。

竹原市行政相談委員

黒崎 耕二

(忠海中町 ☎ 26-0607)



行政相談委員による

行政相談所の開設

日時 11月12日(水)

10時～15時

場所 市民館2階第4会議室

問い合わせ

中国四国管区行政評価局

☎ 082-228-6173

マルチ取引に気をつけましょう

相談内容

友人から紹介されたダイエットに効くというサプリメントの説明会に出向いた。会員になると2割引で商品を購入でき、人を誘って入会させると紹介料も手に入るということで、良い話だと思い入会することにした。商品が届き、試したが、どうも体に合わない。人を勧誘することも難しそうである。友人がこのビジネスに熱心であるため言い出せず2週間が過ぎてしまったが、今からでも解約し、支払った3万円を返してほしい。

アドバイス

マルチ取引(マルチ商法)は、親しい人間関係を利用して、ピラミッド型に販売組織を拡大していくものです。同じようなピラミッド型の組織を持ち、金銭の授受と配当だけを行う「ねずみ講」は、法律で禁止されているのに対し、マルチ取引は商品等の販売を介して会員を増やすため、法律の規制はあるものの禁止されていません。

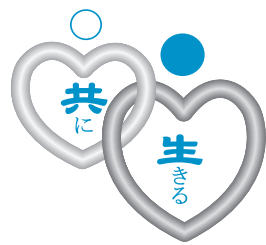
しかし、「勧誘時に儲け話ばかりを聞かされたが、うまくいかない」、「仕組みがよくわからない」、「人間関係が損われた」というトラブルも聞かれます。

中には資金不足のため多額の借金を抱えるケースもあります。

契約に際しては慎重に判断しましょう。

なお、マルチ取引には20日間のクーリングオフ制度があり、この期間経過後も一定条件を満たせば中途解約が可能です。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。 ☎ 22-6965



協働のまちづくりと 人権尊重

協働とはなんだろう？

みなさんも「協働」という言葉を聞いたことがあると思います。最近では、広く日常的に使われるようになりましたが、本来どのような意味をもつのでしょうか。

市では、平成17年に「竹原市協働のまちづくり推進プラン」(以下「プラン」という)を策定しました。その中で「協働」とは、「住民や市民活動団体と行政がパートナーシップを築きながら、共通の目的のために、それぞれの得意分野を活かして、ともに知恵や汗を出し合いながら力を合わせて活動すること」と定義し

て、協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

協働を進めていくためには

協働の取組を進めるにあたっては、次の5つの原則があります。

①お互いが対等な立場で合意形成し、それぞれの役割に応じた義務と責任を果たす「対等の原則」

②お互いの自主性を尊重し、自立した存在として協力する「自主性尊重の原則」

③お互いの特性を理解し合い、尊重し、協力する「相互理解の原則」

④お互いに目的を達成しようという気持ちを共有し、合意形成を図りながら取り組む「目的共有の原則」

⑤公平・公正であると同時に透明性を確保し、積極的に情報公開を行う「透明性の原則」

協働を進めていくためには、これらの5原則を踏まえ、みんなが対等であるということとを前提として、一人ひとりの特性や個性を、お互いに理解し、尊重しながら、目的を共有して物事を決めて実行することが大切です。

なぜ、協働のまちづくりが必要なの？

協働のまちづくりが求められるようになった背景には、ライフスタイルや価値観の多様化により、行政だけでは多様なニーズに対応することが難しくなってきたこと、少子高齢化や環境問題など喫緊の課題への対応、住民自らが地域のまちづくりに参加する意識の高まりなどがあります。

竹原市の協働のまちづくりの取組みは

市では、「プラン」の方針の一つとして「新たな地域コミュニティの充実」を重点目標に掲げ、住民自治組織(自治会などの地縁団体が連携・協力するネットワーク組織)の設立や活動の支援を行っています。現在、市内16地区で組織が設立され、地域の課題解決や将来像の実現に向け、住民と行政が一緒になり、まちづくりに取り組んでいます。

安心して暮らせる

まちづくりに向けて

地域のことを一番よく知っているのは、住民のみなさんです。

人にはそれぞれに個性があり、得意分野や不得意分野があります。

まちづくりは、一部の人ではなく、地域に住むみなさんが共に知恵と汗を出し合いながら取り組むことで、安心して暮らせるまちづくりにつながります。

住民のみなさんが、お互いに理解し、役割分担をしながら協働によるまちづくりを進め、安心して暮らせる住みよい竹原市をつくりましょう。

全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

夫やパートナーからの暴力やストーカーなど、女性をめぐる人権問題解決の援助をするため、専門電話相談を常時開設しています。

11月17日(月)から11月23日(日)を全国一斉強化週間とし、相談時間を延長します。

電話相談

0570-070-810

相談時間

8時30分～19時

※土・日曜日は

10時～17時

実施機関

広島法務局

広島県人権擁護委員連合会

